

野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第79号

野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（令和元年野田市告示第102号）の一部を次のように改正する。

別表副食費の項中「4,500円」を「4,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に行われた食事の提供に係る補助金について適用し、同日前に行われた食事の提供に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第6条第2項の規定による補助金（令和5年4月1日以後に行われた食事の提供に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けた者に対しては、新要綱の規定による補助金の額と既に交付した補助金の額との差額を別に定める方法により交付するものとする。